

令和7年度

水質検査計画

鮫川村

# 令和7年度水質検査計画

鮫川村簡易水道により供給している水道水の安全性を確保するため、水道法施行規則第15条第6項に基づき、令和7年度水質検査計画を以下のとおり定める。

## 1 水道の概要

### (1) 水道の名称

鮫川村簡易水道

### (2) 水源の種類等(自己水源)

① 鋤木田地区(鮫川村大字富田字鋤木田地内)

第1水源 湧水

第2水源 湧水

第3水源 深井戸

② 渡瀬地区(鮫川村大字渡瀬字田野上地内)

湧水

③ 西部地区(鮫川村大字赤坂西野字上野町地内)

湧水

④ 塚本地区(鮫川村大字赤坂西野字西地内)

浅層地下水

⑤ 余所内地区(鮫川村大字西山字余所内地内)

深層地下水

⑥ 青生野地区(鮫川村大字青生野字青生野地内)

湧水

### (3) 施設の概要

自己水源からの原水を次亜塩素酸ナトリウムによる消毒後、給水する。

## 2 水質管理上の問題点

### (1) 鮫川地区

概ね良好であるが、カルシウム、マグネシウム等(硬度)及び蒸発残留物については、過去3年間の最大値で基準値の1/5を超過しているため、3か月に1回の測定で推移を見守る必要がある。

## (2) 渡瀬地区

概ね良好であるが、カルシウム、マグネシウム等（硬度）及び蒸発残留物については、過去3年間の最大値で基準値の1/10を超過しているため、1年に1回の測定で推移を見守る必要がある。

## (3) 西部地区

概ね良好であるが、カルシウム、マグネシウム等（硬度）及び蒸発残留物については、過去3年間の最大値で基準値の1/5を超過しているため、3か月に1回の測定で推移を見守る必要がある。

鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、過去3年間の最大値で基準値の1/10を超過しているため、1年に1回の測定で推移を見守る必要がある。

## (4) 塚本地区

概ね良好であるが、カルシウム、マグネシウム等（硬度）及び蒸発残留物については、過去3年間の最大値で基準値の1/5を超過しているため、3か月に1回の測定で推移を見守る必要がある。

## (5) 余所内地区

概ね良好であるが、カルシウム、マグネシウム等（硬度）及び蒸発残留物については、過去3年間の最大値で基準値の1/5を超過しているため、3か月に1回の測定で推移を見守る必要がある。

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、過去3年間の最大値で基準値の1/10を超過しているため、1年に1回の測定で推移を見守る必要がある。

## (6) 青生野地区

概ね良好であるが、蒸発残留物については、過去3年間の最大値で基準値の1/10を超過しているため、1年に1回の測定で推移を見守る必要がある。

### 3 水質検査項目等

以下の項目、回数により各地区の水源及び給水栓において測定を行う。

#### (1) 水質検査項目を行う項目

##### ア 毎日検査

- (ア) 検査項目 色、濁り、消毒の残留効果
- (イ) 採水の場所 各給水地区内の給水栓
- (ウ) 検査の回数 1日1回
- (エ) (ウ) の理由 水道法施行規則第15条第1項の規定による
- (オ) 検査実施者 地域整備課環境係職員及び委託を受けた者

##### イ 定期の水質検査

- (ア) 検査項目 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する項目
- (イ) 採水の場所 各給水地区内の給水栓
- (ウ) 検査の回数 別表1のとおり。
- (エ) (ウ) の理由 水質検査頻度の省略を行う項目の根拠は別表2のとおり
- (オ) 検査機関 水道法第20条第3項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託する。

##### ウ 原水の水質検査

- (ア) 検査項目
  - ・水質基準項目から、消毒副生成物等12項目(総トリハロメタン、クロロホルム、ジブromokクロロメタン、ブromोजクロロメタン、ブromohホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味)を除く39項目
  - ・指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)
- (イ) 採水の場所 塩素処理を行う前の水
- (ウ) 検査の回数
  - ・水質基準項目：年1回(8月)
  - ・指標菌：年4回(5月、8月、11月、2月)
- (エ) (ウ) の理由 厚生労働省通知に準じる
- (オ) 検査機関 水道法第20条第3項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託する。

##### エ 臨時の水質検査

水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、イに準じて、臨時の水質検査を行う。

- (ア) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (イ) 水源に異常があったとき
- (ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき

- (エ) 浄水過程に異常があったとき
- (オ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (カ) その他特に必要があると認められるとき

## (2) 水質検査を委託する場合における当該委託の内容

### ア 委託の範囲

- (ア) 具体的な検査項目、頻度  
別表1に掲げる定期の検査項目、回数すべて。
- (イ) 試料の採取及び運搬方法  
受託者が採水及び運搬を行う。
- (ウ) 臨時検査の取扱い  
設置者と受託者で協議の上、検査項目・回数を決定する。

### イ 委託した検査の実施状況の確認方法

標準作業手引書等による作業のマニュアル化がなされており、信頼性が確保されていることを確認する。

## 4 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

### (1) 水質検査結果の評価に関する事項

水質検査結果については、検査の都度、基準値超過がないか確認する。

### (2) 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画の内容については、毎年3月に見直しを行う。

特に、年度内に得られた水質検査結果を踏まえ、次年度の定期の水質検査に係る検査頻度について留意する。

### (3) 水質検査の精度・信頼性保証に関する事項

水質検査を委託している水質検査機関において精度管理がなされているか1年に1回確認を行う。

### (4) 関係者との連携に関する事項等

水質汚染事故などが発生した場合には、福島県県南保健所及び関係機関に通報した上で、連携して迅速に対策を講じる。